

総行経第13号
令和7年2月17日

各都道府県担当部局長 殿
(公金収納のデジタル化担当課、市区町村担当課、情報政策担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(公金収納のデジタル化担当課扱い)

総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長
(公印省略)

eL-QR を活用した公金収納の開始に向けた留意事項等について (通知)

地方公共団体の公金収納のデジタル化については、「地方公共団体の公金収納のデジタル化 (eLTAX の活用) の取組に関する対応について (通知)」(令和6年7月2日付け総行経第289号行政課長通知)により、各地方公共団体における積極的な対応をお願いしているところです。

この度、地方税共同機構から、各地方公共団体のシステム改修の仕様を定める上で参照するために必要となる、地方税共通納税システムの仕様書 (以下「公開仕様書」という。)が公開されました。

地方税統一QRコード (以下「eL-QR」という。)を活用した公金収納が可能となる令和8年9月から各地方公共団体において運用を開始する場合には、令和7年度中にシステム改修等の必要な取組を進めていく必要があります。

この取組の参考となるよう、公開仕様書も踏まえ、留意事項等を別添のとおりまとめましたので、執務上の参考として通知いたします。

これまででも、各地方公共団体においては、eL-QR を活用した公金収納の開始に向けて検討を進めていただいているところですが、この取組は全国的に導入されることでより大きな効果が期待されるものであることから、別添を参考にさらなる積極的なご対応をお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知いただくようお願いします。また、各都道府県・指定都市・市区町村の公金収納デジタル化担当課においては、庁内の各公金の担当課に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局行政経営支援室 長尾、谷口
電話：03-5253-5519 (直通)
E-mail：gyoukaku@soumu.go.jp